平成２５年（行ウ）第１３号

玄海原子力発電所３号機、４号機運転停止命令義務付け請求事件

原　　告　　石　　丸　ハ ツ ミ、外３８３名

被　　告　　国

準　備　書　面（1）

２０１４年9月１０日

佐賀地方裁判所　民事部 合議２係　御中

原告ら訴訟代理人

弁護士　冠　　木　　克　　彦

弁護士　武　　村　　二　三　夫

弁護士　大　　橋　　さ　ゆ　り

復代理人

弁護士　谷　　次　　郎

平成２６年４月８日付け第１準備書面「第１　本案前の答弁の理由」に対する反論

１　運転停止命令がされないことにより「重大な損害が生ずるおそれ」の要件について

（１）被告は、平成２６年４月８日付け第１準備書面「第１　本案前の答弁の理由」において、行訴法３７条の２第１項の「一定の処分がされないことにより重大な損害が生ずるおそれ」の要件について、大要以下のように主張する。

ア　「重大な損害」が、一定の処分を行うことによりそれを回避することができるよう関係にあるものであることが必要であり、同条２号の「処分の内容及び性質」を勘案すること、としているのが、この趣旨を規定している。

イ　「重大な」損害とは、一定の処分がされないことにより生ずおそれがある損害が、事後的な回復を受けることにより救済が容易なものであっては足りず、行政庁が第一次的判断権を行使する前に当該処分をすべきことを命ずる方法によるのでなければ救済をが困難であることを要する。

ウ　重大な損害を生ずる「おそれ」とは抽象的なものでは足りず、処分がされない場合に重大な損害が生じる具体的・現実的な危険性が存在することが認められることを要する。

エ　「一定の処分がされないことにより重大な損害が生ずるおそれがあ」ることを基礎づける事情については、訴訟要件に関するものであるから原告らがその主張立証責任を負う。

オ　原告らは、重大な損害を生ずるおそれがあることに関して、具体的・現実的な危険性が存することについて主張立証しておらず、具体的・現実的危険性が存在するとは認められない。

（２）しかし、被告の上記主張は当を得ない。

ア　まず、「重大な損害が生ずるおそれ」の要件については、国民の権利利益の実効的救済の観点からして、柔軟に運用されるべきであり、行訴法３７条の２第２項の法定考慮要素も、その趣旨を具体化したものである（塩野宏『行政法Ⅱ（第５版補訂版）』２３９頁。）。

イ　そして、原告らが訴状で主張した通り、いわゆる伊方原発訴訟最高裁判決（最高裁平成４年１０月２９日第一小法廷判決・民集４６巻７号１１７４頁）の示す立証責任の分配に関する規範は、原発に関する義務付け訴訟である本件訴訟にも及ぶものであり、まずは被告らが、本件各原発について、設置許可基準規則や技術基準規則に定める安全上の基準を満たしていることについて相当の根拠ないし資料に基づき主張立証しなければならないのである。「重大な損害が生ずるおそれ」についても、伊方原発訴訟の規範が当てはまる。

ウ　本件で原告らは、本件各原発について、①基準地震動の評価値が過小評価になっており設置許可基準規則４　条３項に適合しないこと、②重大事故に際して原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置がとられていないことから設置許可基準規則３７条２項に適合しないこと、③炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合放射性物質の拡散の抑制に関する設置許可基準規則５５条に適合しないことから、原子炉等規制法４３条の３の６第１項４号に基づく基準に適合していないことを主張している。

これら原告らが主張している設置許可基準規則違反が認められるのであれば、前記伊方原発訴訟最高裁判決の規範によれば、危険性が事実上推認されることになり、「重大な損害が生ずるおそれ」の要件についても当然認められることになる。

従って、前記伊方原発訴訟最高裁判決の規範に基づくならば、「重大な損害が生ずるおそれ」についても、被告らがまず本件各原発が設置許可基準規則や技術基準規則に定める安全上の基準を満たしており、危険性が推認されないから、「重大な損害が生ずるおそれ」が存在しないということについて主張立証すべきものである。従って、原告らにおいて具体的・現実的危険性の存在について主張立証していないとして、具体的・現実的危険性の存在を認めないという主張は成立しないのである。

２　原告らの原告適格について

（１）被告は、本件訴訟における原告らの原告適格の存否について、原告らの住所地と本件原発との距離を問題にしているようであり、その際、東海第二原発に関し、原発から１００キロメートル以遠に転居した原告の原告適格を否定した東京高等裁判所平成１３年７月４日判決や、原子力施設から２０キロメートル以遠の原告の原告適格を否定した仙台高等裁判所平成１８年５月９日判決（六ヶ所ウラン濃縮工場）、仙台高等裁判所平成２０年１月２２日判決（六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵センター）等をあげている。

（２）まず、被告があげる裁判例は、いずれも２０１１年３月１１日の福島第一原発事故以前に出された判決であることを指摘する。当時は裁判所も、原発の重大事故の可能性については抽象的なレベルでしか認識していなかったのであり、原告適格についての判示は過去の遺物と言わざるを得ない。

また、福島第一原発事故は、原発の重大事故の恐ろしさを如実に示したものではあるが、この事故でさえ、考え得る最悪の事態にまで至ったものではないことには留意しなければならない。この点、元原子力委員会委員長の近藤駿介氏は、事故直後の２０１１年３月２５日に、新たな水素爆発が起きるなど事故が次々に拡大すれば、原発から半径１７０キロメートル以遠におい

て強制移住を迫られたり、半径２５０キロメートル以遠においても年間の放射線量が自然放射線レベルを大幅に超え、希望者について移転を認めるべき状況に至る可能性があるとの最悪シナリオを政府の指示によってまとめ、報告していた（甲２８）。

被告は、本件原発から何キロメートル以遠であれば原告適格が否定されると考えているのか分からないが、前記の六ヶ所村の原子力施設や東海第二原発に関する訴訟のように、２０キロメートルや１００キロメートルで原告適格が認められなくなるなどということはおよそあり得ない。

（３）原告適格については、引き続き原告らにおいて主張立証する予定であるが、取り急ぎ、原告らの住所地と本件原発の距離について原告ら代理人において調査したものを書証として提出する（甲２９）。

以上